日常生活用具給付事業について

在宅の身体障がい者(児)を対象に、蓄便袋などの「ストマ装具」や「たん吸引器」など日常生活に必要な品目を給付します。また、身体状況及び住宅の状況を勘案し必要と認められた場合の住宅改修費の一部を町が負担します。品目によって対象者が決まっています。また、日常生活用具はあくまでも在宅の障害者の生活支援のための制度ですので、品目によっては長期入院中の方や施設入所している方は、支給対象とならない場合があります。

種目

本町で定めている品目と基準額は別紙のとおりです。

別紙のとおり、品目ごとに対象者が決まっています。また、記載はありませんが、耐用年数(通常の使用・装用状態において修理不能となる予想年数)がありますので、再支給(再購入)は耐用年数を過ぎている場合に認められます。ただし、障害状況の変化等で使えなくなった場合や災害等本人の責めによらない事情により亡失あるいは著しく破損し修理不可能な場合は、耐用年数内でも再支給(再購入)が可能です。

ただし、耐用年数が過ぎても修理等により使用可能な場合は、 再支給(再購入)の対象ではなく、修理してお使いください。 修理にかかる費用については対象となりません。



利用者負担

利用者の負担は、**原則 1 割負担**です。ただし、生活保護世帯及び町民税非課税世帯の場合は、利用者負担はありません。

※所得制限はありません。

※日常生活用具給付事業・移動支援事業・日中一時支援事業・訪問入浴サービス事業等の地域生活支援事業の世帯における利用者負担額が以下の表の金額を超えた場合は、超えた金額が高額地域生活支援事業費で償還払いされる場合があります。

障害者及び障害児の保護者の所得階層区分		月額負担上限額
А	生活保護法	0
В	非課税世帯で収入が80万以下	15,000
С	B以外の非課税世帯	24,600
D	課税世帯	37,200

必要書類等

【住宅改修以外の品目の場合】

- (1) 身体障害者手帳の写し(難病で申請の方は、指定難病の受給者証の写し)
- (2) 日常生活用具給付等申請書
- (3)日常生活用具意見書(手帳だけでは対象になるかどうか判断できない方のみ) ※脳性まひ以外の方が新規で紙おむつを申請する場合は必ず必要です。
- (4) 印鑑
- (5) 見積書(業者の町への登録は必要なし。)
- ※ あて名は「芽室町長」宛て、対象者の住所・氏名も明記すること。
- ※ 蓄便袋、畜尿袋、紙おむつ、パルスオキシメーター測定センサー(粘着式)は6か月分まとめて支給することが可能です。業者から6か月分の見積書を取り寄せてください。

【住宅改修の場合】

- (1) 身体障害者手帳の受給者証の写し(難病で申請の方は、指定難病の受給者証の写し)
- (2) 住宅改修費給付等申請書
- (3) 工事図面及び工事見積書
- (4) 工事を行う箇所の工事前の状況を示す写真
- (5) 工事を行う住宅の所有者が給付対象者でない場合は、所有者の承諾書(任意様式)
- (6) その他町長が必要と認めた書類
- (7) 印鑑
- (8) 見積書(業者の町への登録は必要なし。)

日常生活用具給付の流れ

【住宅改修以外の品目の場合】

(1)申請(申請者(ご本人又は代理人等)→町) 上記の必要書類がそろったら障がい福祉係の窓口で申請してください。

(2)決定(町→申請者)

町で給付の決定をします。

※申請から決定までの所要期間 約1週間~

<送付書類>

- 通知文
- 日常生活用具給付等決定通知書
- 日常生活用具給付券



- (3)日常生活用具の購入(業者⇔申請者(ご本人又は代理人))
- ご本人は、町から届いた「給付券」に必要事項を記入押印のうえ業者へ提出します。
- ご本人は、「決定通知書」及び「給付券」に記入された利用者負担額を業者に支払います(見積書が基準額を超える場合の差額は利用者負担です。)。
- 業者はご本人から受取った「給付券」と「請求書」を本町へ送付し、公費負担分の請求を行います。

【住宅改修の場合】

(1)申請(申請者(ご本人又は代理人等)→町)

上記の必要書類がそろったら障がい福祉係の窓口で申請してください。

· (2)決定(町→申請者)

 \downarrow

町で給付の決定をします。

※申請から決定までの所要期間 約2週間~

く送付書類>

- 通知文
- 住宅改修費給付等決定通知書
- 住宅改修費給付券

· (3)住宅改修の実施(業者⇔申請者(ご本人又は代理人))

- ご本人は、町から届いた「給付券」に必要事項を記入押印のうえ業者へ提出します。
- ・住宅改修完了後、ご本人は、「決定通知書」及び「給付券」に記入された利用者負担額を業者に支払います(見積書が基準額を超える場合の差額は利用者負担です。)。
- ・業者はご本人から受取った「給付券」と「請求書」、工事を行った個所の工事後の状況を示す「写真」を本町へ提出し、公費負担分の請求を行います。
- ※工事内容を変更しようとする時は、速やかに以下のものを添付し、申し出てください。 変更決定通知書及び変更後の給付券が交付されますので、 その後は上記と同じ流れとなります。







日常生活用具給付の対象とならない場合

- ●日常生活用具の品目であっても入院中の場合は対象になりません。(退院に備えて準備をしたい場合は退院の目途が立った時点でご相談ください。)
- ●入院中で医療保険による給付対象となる場合は日常生活用具の対象にはなりません。(ストマ装具など)
- ●他の制度等により補装具が支給・修理、貸与及び賠償が受けられる場合は、他の制度等が優先されます(戦傷病者特別援護法・船員保険法(障害年金)・労働者災害補償保険法に基づく支給制度、介護保険法による貸与制度、自動車損害賠償保障法に基づく賠償)。
- ●給付されたものの「修理」にかかる費用は日常生活用具給付の対象になりません。
- ●給付ではなく「貸与」の制度は課税世帯の方は対象になりません。

ご不明な点がありましたら、下記までお問い合わせください。



〒082-8651 北海道河西郡芽室町東2条2丁目14番地 芽室町役場 1階 健康福祉課 障がい福祉係 TEL0155-62-9723 FAX0155-62-0121

メールアドレス h-fukushi@memuro.net メール専用QRコード→

